

東日本大震災における代替家屋の特例に係る
固定資産税の特例適用申告書

平成 年 月 日

檜葉町長

申告者の住所 _____

申告者の氏名 (名称) _____ 印 _____

電話 () _____

◎該当する項目に☑して下さい。

東日本大震災による滅失・損壊

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した
ので、地方税法附則第 56 条第 11 項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

原子力発電所の事故

東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示区域内とされた区域内の家屋に代わる家屋を
取得したので、地方税法附則第 56 条第 14 項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

所有者	住 所	☐申告者の住所と同じ		
	氏名又は名称	被災家屋の所有者との関係 ()		
代替家屋	所在地	檜葉町		
	家屋番号	床面積	㎡	
	共有持分	種 類		
	取得・改築年月日	構 造		
	取得・改築状況	☐新築家屋の取得 ☐中古家屋の取得 ☐被災家屋の改築 ☐その他 ()		

被災家屋又は居住困難区域設定指示区域内家屋	所有者の住所				
	所有者の氏名 又は名称				
	所在地	(家屋番号:)			
	種 類	床面積	㎡	共有持分	
	処分方法	☐解体 ☐売却 ☐その他 () 平成 年 月 日処分			

1. 「代替家屋」とは、東日本大震災により、滅失又は損壊した家屋に代わるものとして取得等した家屋又は原子力発電所の事故により居住困難区域内の家屋に代わる家屋を居住困難区域が解除される日から起算して三月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に取得した家屋をいう。
2. 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
3. 「居住困難区域設定指示区域内家屋」とは、東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示区域とされた区域内の家屋をいう。
4. 特例の適用要件、必要な添付書類については、別紙 1、別紙 2 をご覧ください。

別紙 1. 東日本大震災関係

◎特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替家屋に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1. 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
 - (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
 - (3) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
 - (4) 被災家屋の所有者と同居している3親等内の親族
- ※ 震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

2. 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていることが必要です。なお、ここでいう「損壊」とは家屋が著しく損壊を受け、又は破損又は破損された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの、など軽微なものは含みません。

3. 特例対象家屋要件

- (1) 被災家屋の代わりとして取得した家屋（原則として被災家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限ります。以下「代替家屋」という。）は、被災家屋を取り壊し又は売却等の処分をしていることが要件となります。
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の家屋

4. 取得期間

平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得された家屋。
なお、被災家屋も上記の期間内に処分されていることが要件となります。

5. 特例の内容

固定資産税の被災家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分2分の1に減額され、その後の2年度分は3分の1に相当する額を減額します。改築家屋の場合は、改築後の価格について改築の翌年から4年度分、固定資産税が2分の1に減額され、その後の2年度分は3分の1に相当する額を減額します。

◎添付書類

1. 家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「り災（罹災）証明書」
2. 被災家屋を確認できる書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」
※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。
3. 被災家屋の処分を確認できる書類 ⇒ 「解体証明書」(写)、「売買証明書」(写)、等
4. 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人又は被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
 - (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)
 - (2) 被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)、「住民票」(写)
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」(写)

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問合せさせていただく場合があります。

別紙 2. 原子力発電所事故関係

◎特例の内容と適用要件

東日本大震災における原子力発電所の事故により居住困難区域設定指示区域とされた区域内の家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の代替家屋に係る固定資産税の特例の内容と適用にあたっての要件は、次のとおりです。

1. 特例対象者

- (1) 対象区域内家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者も含む。）
- (2) 対象区域内家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 対象区域内家屋の所有者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により対象区域内家屋に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人
- (4) 対象区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族
※ 震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は、本特例の対象になりません。

2. 対象区域内家屋要件

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の家屋

3. 特例対象家屋要件

対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として対象区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限り、以下「代替家屋」という。）

4. 取得期間

居住困難区域設定指示が解除された日から3月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過するまでの間に取得された家屋

5. 特例の内容

固定資産税の対象区域内家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分2分の1に減額され、その後の2年度分は3分の1に相当する額を減額します。

◎添付書類

1. 対象区域内家屋の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を居住困難区域設定指示が行われた日において、居住困難区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類
2. 対象区域内家屋を確認できる書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」
※被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、被災家屋の所有を確認できる書類が必要です。
3. 家屋の取得が確認できる書類 ⇒ 「売買証明書」(写) 等
4. 代替家屋の所有者が、対象区域内家屋の所有者の相続人又は対象区域内家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
 - (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)
 - (2) 被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)、「住民票」(写)
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」(写)

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問合せさせていただく場合があります。